院外処方箋における問い合わせ簡略化プロトコル

医療法人徳洲会 帯広徳洲会病院 令和 8 年 10 月 1 日 制定 ---

目的

保険調剤薬局での患者の待ち時間短縮、および処方医・医療従事者の負担軽減の観点から、保険調剤薬局からの院外処方箋の形式的な不備に関する疑義等、医学・薬学上の重要度が比較的低い問い合わせについて、帯広徳洲会病院（以下「当院」）と保険調剤薬局との本簡略化プロトコルの合意に基づき、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する「医師の同意」がなされたものとして、各項目の対応を合意薬局に認める。

【大前提】適用外項目（従来通り事前疑義照会が必要なもの）

安全性を最優先に担保するため、以下の薬剤および条件に該当する場合は本プロトコルの対象外とし、従来通り調剤前に必ず医師への疑義照会を行うものとする。

1. **麻薬、抗悪性腫瘍薬（抗がん剤）、注射薬に関するもの**
2. 処方箋の「変更不可」欄にチェックがあり、かつ保険医の署名又は記名・押印があるもの

【共通合意事項】プロトコル運用上の義務・注意点

本プロトコルを適用して調剤を行う場合、合意薬局は以下の事項を厳守しなければならない。

- **適応・用法用量の厳守：** 処方変更は、各医薬品の最新の添付文書に定められた適応、および用法・用量を厳守した範囲内で行うこと。
- **患者への説明と同意：** プロトコルに基づき処方変更を行う際は、服用方法、安定性、患者負担額（自己負担金）等について患者に十分な説明を行い、必ず事前の同意を得ること。
- **事後報告の徹底（重要）：** 本プロトコルを適用し変更調剤を行った場合は、速やかに「トレーシングレポート（服薬情報提供書）」等を活用し、当院宛てに FAX 等で送付すること。これにより、医師が次回の電子カルテ処方入力時に変更内容を反映できるようにする。
- **残薬調整時の情報提供：** 残薬調整による日数短縮を行った場合は、単なる変更報告だけでなく、「トレーシングレポート（服薬情報提供書）」等を活用し、なぜ残薬が生じたのか（飲み忘れ、副作用、自己調節など）の背景を病院側へ必ずフィードバックすること。

【問い合わせ不要項目】（合意に基づく包括的同意事項）

1. 服薬支援を目的とした一包化調剤

- **内容：** 患者の強い希望がある場合、あるいはアドヒアランス低下等により一包化による向上が明らかに見込まれる場合に、一包化調剤を行うこと。
- **制限：** 新たに「一包化加算」を算定する場合、当該患者への**初回実施時のみ**は原則として事前疑義照会（または確認）を行うものとし、2 回目以降の継続時は不要とする。
- 抗悪性腫瘍薬、麻薬、または処方箋コメント等で「一包化不可」の指示がある薬剤は除く。

2. 規格や併売品名称の変更（合計用量が変わらない場合）

- **内容：** 薬局の在庫状況、または包装単位の違いによる形式的な問い合わせを減らすため、合計用量が変わらない範囲での、錠剤、外用剤（湿布薬、軟膏、点眼薬等）の規格変更や先発品の併売品の変更を認める。
- **例：**
 - ロコイド軟膏 0.1% (5g) 2 本 → ロコイド軟膏 0.1% (10g) 1 本
 - アムロジン錠 10mg 1 錠 → アムロジン錠 5mg 2 錠

3. 包装単位に合わせた数量調整

- **内容：** 外用剤（軟膏、湿布薬等）において、保険薬局の在庫薬の軟膏の 1 本あたりの g（規格）や 1 袋の入数（規格）が処方箋上の指示と合わない場合、患者の同意を得た上で、最小限の切り上げで調剤を行うことを認める。
- **制限：** 湿布薬の総処方枚数は、保険請求上の上限（月 63 枚）を超えない範囲とする。
- **例：** セルタッチパップ 40mg（6 枚入り）× 10 袋（計 60 枚） → 在庫規格（7 枚入り）に合わせて、7 枚入り × 9 袋（計 63 枚）へ変更。

4. 剤形の変更（粉砕・半割・OD 錠への変更）

- **内容：** 嚥下困難、服薬困難などの理由により、患者の合意を得て、普通錠から OD 錠（口腔内崩壊錠）への変更、または錠剤を粉砕・半割して調剤すること。
- **制限：** 新たに「外来服薬支援料」や「自主的な粉砕加算」等の追加技術料が発生しない（算定しない）場合に限る。

5. 残薬調整による投与日数の調整（短縮）

- **内容：** 薬歴や患者への聞き取りにより次回受診日までの残薬がある場合、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数調整も含む）。
- **制限：** 処方漏れ（次回受診前に薬が完全になくなること）を防ぐため、**最短でも 1 日分**は残して調整すること。
- **例：**
 - アーチスト錠 10mg 30 日分 → 27 日分（3 日分残薬があるため調整）
 - マイザークリーム 0.01% (5g) 3 本→ 2 本（1 本残薬があるため調整）

6. 次回受診日に向けた投与日数・数量の適正化（不足分の適正化）

- **内容：** 前回と同じ処方（Do 処方）を行った結果、次回受診日（予定日）までの日数に満たない場合の日数延長、または点眼薬や外用薬が明らかに次回受診日までに不足する場合の数量増量を認める。
- **制限：** 患者の主観的な要望のみによる、医療上過剰な増量は不可とする。

7. 週 1 回・月 1 回製剤の日数適正化（連日投与との連動ミス修正）

- **内容：** ビスホスホネート製剤や DPP-4 阻害薬などの週 1 回製剤、または月 1 回製剤が、他の連日投与の薬と同じ日数（例：14 日分）で誤って処方されてしまった場合、適切な日数・数量（例：14 日処方なら 2 日分、28 日処方なら 4 日分）に適正化する。
- **例：** 他の処方薬が 14 日分処方の時：フォサマック錠 35mg（週 1 回製剤） 14 日分 → 適切な数量である「2 日分（2 錠）」に適正化。

8. 隔日投与薬の日数適正化

- **内容：** 「隔日投与」や「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与 or 他の処方薬と同一の日数（実質 2 倍の数量）で処方されている場合、適正な数量・日数に調整する。
- **例：** 他の処方薬が 30 日分処方の時：クレストール OD 錠 2.5mg 1 日おき 30 日分 → 適切な数量である「15 日分（15 錠）」に適正化。

9. 外用剤の用法追記・適正化

- **内容：** 湿布や軟膏等において、処方箋上の用法指示が「空白」または「医師の指示通り」となっている場合、お薬手帳や患者・家族からの聞き取りにより用法が明確であれば、具体的な用法を追記・補正することを認める。
- **例：** モーラスパップ XR 120mg 3 袋 1 日 1 回 →「1 日 1 回 背中に貼付」等と詳細を追記。

10. 特定の薬剤の用法適正化

- **内容：** ビスホスホネート製剤の「起床時」への変更や、漢方薬等の適切な用法（毎食前など）への変更など、薬剤の特徴に基づき、明らかに誤りである用法の補正を認める。

11. 乳酸菌製剤の相互変更

- **内容：** 抗菌薬が併用されていないにもかかわらず耐性乳酸菌（ビオフェルミン R 等）が処方されている場合、通常品（ビオフェルミン等）への変更を認める。またその逆（抗菌薬が併用されているのに通常乳酸菌製剤が処方されている場合、耐性乳酸菌製剤へ変更すること）も認める。

12. 配合剤と単剤の相互変更

- **内容：**
 - **単剤 →配合剤（合一化）：** 服用歴のある配合剤が、入院や退院等の処方変更等により

単剤の組み合わせ（同一成分かつ同一含量）に変更されたと判断でき、かつ患者が元の配合剤への統合を希望した場合に、元の配合剤に変更することを認める。
 - **配合剤 → 単剤（分離・在庫対応等）：** 医薬品の出荷調整や流通不安定等の理由により、処方された配合剤の在庫がなく直ちに入手・調剤が困難な場合、患者の同意を得た上で、同一成分かつ同一含量の単剤の組み合わせに分解して調剤することを認める。
- **例：**
 - **単剤 → 配合剤：** 今回処方：テルミサルタン錠 40mg 1 錠 ＋ アムロジピン OD 錠 5mg 1 錠 → 元の「ミカムロ配合錠 AP 1 錠」に変更調剤。
 - **配合剤 → 単剤（在庫不足・出荷調整時等）：** 今回処方：ミカムロ配合錠 AP 1 錠（出荷調整等で在庫がなく、直ちに入手困難な場合） → 「テルミサルタン錠 40mg 1 錠 ＋ アムロジピン錠 5mg 1 錠」に分解して変更調剤。

本プロトコルに関するお問い合わせ・報告書提出先

本プロトコルに基づく変更調剤報告書、およびトレーシングレポートの提出、または急を要さない新規合意等に関するお問い合わせは、下記の FAX にて受け付けます。急を要する事項につきましては、本合意とは別に、お電話にて下記連絡先まで直接お問い合わせください。

- **提出先・連絡先：**
 - 医療法人徳洲会 帯広徳洲会病院
 - **TEL：** 0155-32-3030 (代表)
 - **FAX**：0155-32-3522